

「地方自治体における情報システム（生活保護）の標準化等に向けた調査研究」
有識者検討会 開催要綱

第 1 目的

自治体の情報システムは、これまで各自治体が独自に構築・発展させてきた結果、その発注・維持管理や制度改正対応などについて各自治体が個別に対応しており、人的・財政的負担が生じている。特に人口規模が一定以上の自治体については、同一事業者のシステムを利用する自治体間でもシステムの内容が異なることから、LGWAN 等の共通プラットフォーム上のサービスを利用する方式への移行の妨げとなっている。さらに、自治体ごとに様式・帳票が異なることが、それを作成・利用する住民・企業・自治体等の負担に繋がっている。

また、中長期的な人口構造の変化に対応した自治体行政に変革していくためにも、自治体の情報システムに係る重複投資をなくして標準化・共同化を推進し、自治体行政のデジタル化に向けた基盤を整備していく必要がある。

こうした状況を踏まえ、自治体行政のデジタル化に向け、自治体の情報システムや様式・帳票の標準化等について、自治体、事業者及び国が協力して具体的な検討を行う。

第 2 検討会

「地方自治体における情報システム（生活保護）の標準化等に向けた調査研究」有識者検討会として、生活保護システム等標準化検討会を開催する。

第 3 生活保護システム等標準化検討会

1 構成

生活保護システム等標準化検討会は別紙 1 の構成員をもって構成する。

2 座長

座長は会務を総理する。

3 議事

- (1) 生活保護システム等標準化検討会の会議は、座長が招集する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に生活保護システム標準化検討会への出席を求め、その意見を聞くことができる。
- (3) 座長は、構成員以外の者が生活保護システム標準化検討会を傍聴することを認めることができる。
- (4) 生活保護システム等標準化検討会の会議は非公開とするが、会議終了後に配布資料を公表するとともに、議事概要を作成し、公表することとする。ただ

し、配布資料については、座長が必要と認めるときは非公開とすることができる。

4 その他

- (1) 生活保護システム標準化検討会の庶務は、デロイトトーマツコンサルティング合同会社が事務局として処理する。
- (2) この要綱に定めるもののほか、生活保護システム標準化検討会の運営その他必要な事項は座長が定める。

生活保護標準化等検討会 名簿

【構成員】

(座長) 庄司 昌彦	武蔵大学社会学部教授
後藤 省二	地域情報化研究所 代表取締役
浅野 恵美	神奈川県福祉子どもみらい局 福祉部生活援護課生活保護グループ副主幹
大内 直人	横浜市健康福祉局生活支援課指導・適正化対策担当課長
藤井 京介	仙台市健康福祉局地域福祉部保護自立支援課主事
矢部 裕美子	柏市役所保健福祉部生活支援課長
服部 史彦	佐世保市保健福祉部生活福祉課医療給付係主任主事
西田 圭二	東大阪市役所生活支援部生活福祉室生活福祉課長
櫻木 康貴	横須賀市民生局福祉部生活支援課長
石倉 康平	泉大津市保険福祉部生活福祉課係員
角張 洋平	館山市健康福祉部社会福祉課保護係副主査
有田 宏治	町田市地域福祉部生活援護課長
白戸 謙一	三鷹市企画部情報推進課長
中村 誠	中野区健康福祉部生活援護課長
藤掛 博行	新宿区福祉部生活福祉課長

【オブザーバー】

高橋 裕之	北日本コンピューターサービス株式会社
日當 剛	富士通Japan株式会社
平林 大吾	株式会社アイネス
廣川 誠司	株式会社IJC
羽田 翔	総務省自治行政局デジタル基盤推進室 理事官
伊藤 豪一	デジタル庁プロジェクトマネージャー
前田 みゆき	デジタル庁プロジェクトマネージャー
池端 桃子	デジタル庁プロジェクトマネージャー
丸尾 豊	デジタル庁統括官付参事官付参事官補佐
清水 康充	デジタル庁統括官付参事官付参事官補佐
上田 馨	デジタル庁統括官付参事官付
尾崎 智晴	厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室
池上 直樹	厚生労働省社会・援護局保護課長

【事務局】

デロイトトーマツコンサルティング合同会社

(以上敬称略)